

第 23 回商工会特産品コンテスト募集要領

沖縄県商工会連合会

1. 趣 旨

商工会が支援・連携している事業者等によって開発された商品で、品質・デザイン・アイデアが特に優れているものを表彰することにより、事業者の製造・販売意欲の高揚を図り、商工会地域特産品の販売促進活動に寄与することを目的とする。

2. 対象商品

- ・商工会地域の生産加工品等であること。
- ・商品表示等について、関係法令(食品表示法、食品衛生法、JAS 法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法など)を遵守していること。

(1) 食品の部：農産加工品・畜産加工品・水産加工品・漬物・飲料・菓子

※JAS 法の加工食品の定義に該当するもの

(2) 非食品の部：木工芸品・陶磁器・家具・日用品・繊維製品・民芸品・装飾品

3. 応募件数

1 事業者 1 商品のみとする。

※過去の同コンテストにおいて、「県知事賞(最優秀賞)」を受賞した商品は除く。

4. 表彰の種類

「最優秀賞」及び「優秀賞」、「奨励賞」の 3 種類とし、入賞者に表彰状を授与する。

(1) 「**県知事賞**」(最優秀賞)：食品部門 1 点 非食品部門 1 点

(2) 「**県連会長賞**」(優秀賞)：食品部門 1 点 非食品部門 1 点

(3) 奨励賞：食品部門及び非食品部門より 4 点

(4) 審査委員特別賞：上記(1)から(3)の入賞以外で特に表彰する必要がある商品について授与する。※受賞枠は設けない

5. 応募方法

特産品コンテスト申請書(様式 1 及び別紙)に所要事項を記入し、添付書類等を添えて、令和 2 年 7 月 29 日(水)までに、電子媒体で西原町商工会へ提出するものとする。

6. 審査の概要

(1) 審査委員

第一次審査は学識経験者、専門家、行政、県連で構成する委員(5 名程度)で実施。

第二次審査は学識経験者、流通関係者、専門家、行政、県連で構成する委員(9 名程度)で実施。

(2) 審査委員会

審査は2段階審査とする。

第一次審査：書類審査及び商品の試飲食審査、並びに商品表示等の関係法令に基づいた審査を実施し、第一次審査通過商品を選考する。

第二次審査：事業者のプレゼン及び商品の試飲食、製品機能等の検分等を実施し、受賞商品を選考する。

※審査委員は、上記1の趣旨及び沖縄県商工会特産品コンテスト審査基準に則り、公正厳格な審査を行い、受賞品を選考する。

(3) 審査日程等

第一次審査(書類審査・サンプル審査)(調整中) 令和2年8月5日(水) AM09:30
~PM12:30 産業支援センター

※事前に審査用のサンプル商品(食品は試飲食用含む)を提出していただきます。

※商品表示等を審査した結果、不備等があれば応募者へ通知し、商工会を通じて改善指導を行う。

第一次審査(食品表示審査) 令和2年8月中旬

第二次審査(調整中) 令和2年8月28日(金) PM1:00~PM6:30

産業支援センター

※第一次審査にて選考された商品について、試飲食及び製品機能等の検分を第二次審査で行う。また、第二次審査では、第一次審査通過事業者による商品プレゼンテーションを行うものとする。

※第二次審査当日は、事業者の出席と商品の持参(食品は試飲食用含む)をお願いします。

【※審査の詳細日程等については、後日商工会を通じ、通知致します。】

7. 審査発表及び表彰式

審査結果は、プレスリリースとして県内新聞社を通じて発表する。(令和2年10月中旬を予定)。表彰式については、検討中。

8. 問い合わせ先

西原町商工会/城間

TEL:098-945-6136 FAX:098-946-6627

E-mail:a-shiroma@galaxy.ocn.ne.jp